

第3章 計画の目標

第1節 目指すべき将来像

長崎県総合計画では、県の目指す将来像として「災害に強く、命を守る強靱な地域づくり」「豊かできれいな海づくり、くらしやすい環境づくりの推進」「脱炭素社会の実現を目指した快適なライフスタイルの普及」や「人と自然が共生する持続可能な地域づくり」を掲げています。

また、本県の環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための長崎県環境基本計画（第4次）では、めざすべき環境像「海・山・人 未来につながる環境にやさしい長崎県」の実現に向け、基本目標の一つに「脱炭素社会づくり」を掲げ、次のとおり、目指す社会の姿を定めています。（図 3-1）

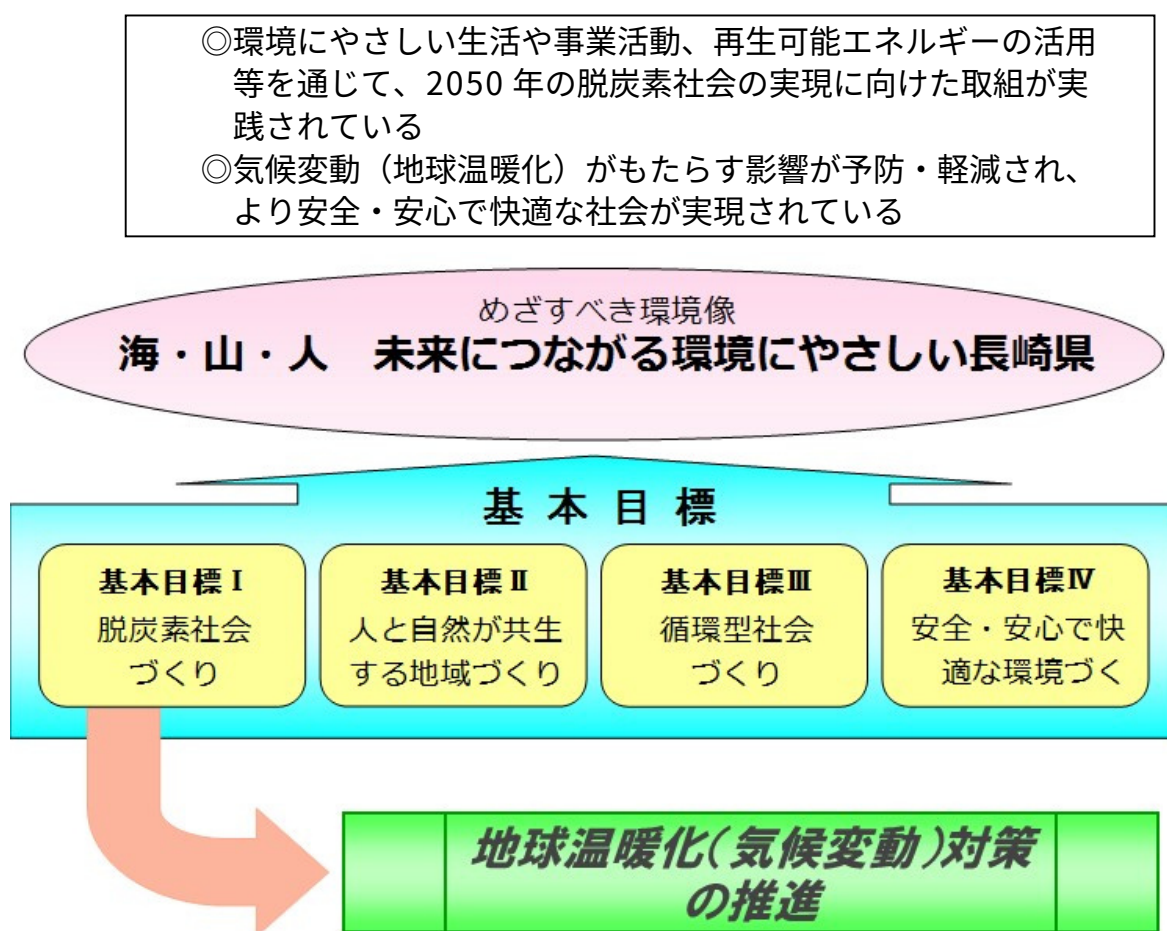


図 3-1 長崎県環境基本計画の「めざすべき環境像」と「4つの基本目標」

一方で、第1章及び第2章で示したように国内外では、「脱炭素社会」の実現に向けた取組である「緩和策」とともに、将来ますます大きくなると予測されている気候変動による影響を予防・軽減するための「適応策」の重要性が高まっており、各国独自での対策に加え、国際的に連携した取組が推進されています。

こうしたことから、長崎県では、国が目指す「2050年までに『脱炭素社会』の実現」を踏まえ、まずは、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入促進などによる脱炭素・資源循環型の持続可能な社会の実現に向けて取り組むとと

もに、気候変動によるこれまでにない災害リスク等に適応した生活や事業活動の実現を通じて、安全・安心で快適な地域づくりを目指すこととし、次のとおり、目指すべき将来像を掲げます。

●長崎県の目指すべき将来像

「環境にやさしく、気候変動によるこれまでにない災害リスク等に適応した、脱炭素・資源循環型の持続可能な社会が実現した長崎県」

(参考) 長崎県総合計画における関係記載について

【基本戦略3-3】安全安心で快適な地域を創る

「3-3-5 脱炭素社会の実現を目指した快適なライフスタイルの普及」

○目指す姿

- ・環境にやさしく、気候変動（地球温暖化）影響にも適応した生活や事業活動が営まれ、脱炭素・資源循環型の持続可能な社会が実現している。

○取組の概要

- ・環境と経済成長との好循環を意識しながら、県民、事業者、行政等が連携・協力し、地球温暖化防止活動を実践するとともに、気候変動（地球温暖化）による影響を予防・軽減するための適応策を普及促進します。

第2節 基本方針

本計画が目指す「環境にやさしく、気候変動によるこれまでにない災害リスク等に適応した、脱炭素・資源循環型の持続可能な社会の実現」のためには、県の取組だけでなく、市町、県民や事業者、NPO などの様々な主体による取組とともに、各主体が連携した取組が必要であり、県民総ぐるみで進めることが重要です。

また、温室効果ガス排出量を抑制するためには、化石燃料への依存をできるだけ低減するライフスタイルや事業活動の更なる推進が重要であるほか、環境と経済の好循環の実現も必要となります。

こうしたことから、本計画では、次のとおり4つの基本方針（推進の方向性）を掲げます。

「環境にやさしく、気候変動によるこれまでにない災害リスク等に適応した、脱炭素・資源循環型の持続可能な社会の実現」に向けた4つの基本方針

《基本方針1》

省エネルギーの推進・再生可能エネルギーの導入促進

考え方：二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスは、日常生活や事業活動における化石燃料の消費によって発生しています。このため、化石燃料の使用量を低減するために節電等の省エネルギーを推進するほか、発電に際して二酸化炭素を排出しない再生可能エネルギーの導入を促進する必要があります。

《基本方針2》

気候変動への適応策の更なる推進

考え方：気候変動の影響により、集中豪雨、台風の大型化、災害の頻発・激甚化がみられ、本県の過去の災害を超えるリスクが高まっており、こうした災害へのより確な対応が求められます。また、水産業や農業を取り巻く環境も変化するなど、県民生活や経済活動へ大きな影響を与えていることから、その影響を予防・軽減するための適応策を更に推進していく必要があります。

《基本方針3》

様々な主体との戦略的連携（参画・協働）の下に取組を推進

考え方：環境に配慮して、気候変動へも適応しながら、脱炭素・資源循環型の持続可能な社会を実現するには、あらゆる分野での取組が必要であり、県だけでなく、市町、県民や事業者、NPOなどの各主体が果たすべき又は期待される役割を認識した上で、必要な取組に参画し、また、協働することが重要となります。

《基本方針4》

「環境と経済の好循環」の実現を目指した取組の推進

考え方：温室効果ガスの排出抑制等のためには、節電などの省エネルギーが不可欠となります。省エネは、これまでの生活の質を低下させる、事業活動の規模を縮小させるといった、マイナスのイメージがありますが、省エネは無駄を見つけ、それを効果的に改善するものであり、家計の節約や経費節減につながるものです。このように、今後の環境対策は、健全で恵み豊かな環境の保全と豊かで持続的な県民生活や事業活動を同時に実現する視点が不可欠であり、環境関連産業の発展や雇用創出なども期待されます。

第3節 計画全体の目標

(1) 長崎県の温室効果ガス削減目標

①削減目標の設定

i) 基準年度:2013 年度

国の計画と同じとすることで目標の進捗状況の比較がしやすく、県民にもわかりやすいことから、2013 年度を基準年度とします。

ii) 目標年度: (中期) 2030 年度、(長期) 2050 年度

パリ協定に基づく国際的な目標や国の計画を考慮し、2030 年度を中期目標年度、2050 年度を長期目標年度とします。

iii) 削減率: (中期) 31.5%、(長期) 脱炭素社会の実現

2030 年度の社会的・経済的将来予測を考慮し、国の計画を踏まえて、本県が実施すべき対策・施策の削減効果を算定し、中期目標年度における基準年度比の削減率を 31.5%とします。

なお、この削減目標率は、後述②の考え方や根拠に基づくものです。

**【中期目標】 2030 年度における長崎県の温室効果ガス排出量を
2013 年度比で 31.5%削減する。**

また、長期目標年度に向けては、国が目指す「2050 年までに『脱炭素社会』の実現」も踏まえて、まずは本計画の取組（省エネ推進、再生可能エネルギーの導入促進など）を推進していきます。

一方で、本計画に盛り込まれた取組だけでは、2050 年度までの「脱炭素社会」を実現することはできないため、今後、長崎県として新たに必要となる対策については、現在、国において検討されている、新たな対策・施策や革新的なイノベーション（CCUS^{※1}、カーボンリサイクルなど）といった最新技術の動向や今後の社会情勢等の変化を踏まえ、本計画の中間見直しの時期に改めて検討することとします。

※1：CCUS とは、Carbon dioxide Capture , Utilization and Storage の略で、分離・貯留した CO₂ を利用しようというもの。例えば、大気中の CO₂ を積極的に吸収して内部に固定するコンクリート製品の製造、回収した CO₂ からプラスチック製品の原料や合成ガスを製造する技術などのほか、CO₂ を古い油田に注入することで、油田に残った原油を圧力で押し出しつつ、CO₂ を地中に貯留する方法がある。

②将来推計の結果 (現状趨勢ケース、対策ケース等)

i) 将来推計の方法

今後の削減目標を設定するためには、まず、現在の地球温暖化対策を継続し、新たな対策を追加しない場合（BAU：現状趨勢ケース^{※2}）の将来推計値を把握

する必要があります。

※2：現状趨勢ケースとは、現在の対策は継続し、今後、特に新たな対策を追加しないまま推移した場合の将来の温室効果ガス排出量のこと。BAU は、Business As Usual の略。

この際、これまでの温室効果ガスの排出量（実績値）の算定に用いる活動量について、人口や経済的指標など、影響を与える要素が将来どの程度変動するかを仮定し、その仮定に基づいて将来推計値を推計することとします。

・実績値の算定は以下のとおり。

（温室効果ガス排出量）＝（活動量）×（活動量に応じた係数）

・将来推計値の算定は以下のとおり。

（温室効果ガス排出量の推計値）

＝（仮定変動後の活動量）×（活動量に応じた係数）

具体的には、二酸化炭素排出量については、産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門、エネルギー転換部門及び廃棄物部門ごとに、各部門の活動量のほか、今後の将来人口や過去5年間の平均値などを用いて将来推計値を算出しました。また、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等4ガス（その他の温室効果ガス）の排出量は、二酸化炭素排出量の将来推計値のトレンドを統計的に外挿するなどしての将来推計値を算出しました。（表3-1）

表3-1 BAU ケースにおける温室効果ガス排出量の推計方法（暫定版）
（最新の現況年度＝2017年度の値のほか、過去5年間の平均値を採用）

部門		活動量と採用したパターン
一酸化炭素	産業部門	鉱業 鉱業従業者数を活動量とし、現状維持（2017年度値）を採用
		製造業 製造品出荷額を活動量とし、過去5年（2013年度～2017年度）の平均値を採用
		建設業 着工建築物床面積を活動量とし、過去5年（2013年度～2017年度）の平均値を採用
		農林水産業 農林水産業従業者数を活動量とし、過去5年（2013年度～2017年度）の平均値を採用
	業務その他部門 業務系建物延床面積を活動量とし、過去5年（2013年度～2017年度）の平均値を採用	
	家庭部門 世帯数を活動量とし、長崎県長期人口ビジョン（令和2年3月改訂）の将来人口及び国立社会保障・人口問題研究所の都道府県別将来世帯数をもとに推計	
	運輸部門	自動車 自動車保有台数を活動量とし、2016年度の自動車登録台数に2017年度から2030年度の人口の増減率を乗じて推計
		鉄道 貨物輸送トン数、旅客輸送人員数、乗降人員数を活動量とし、過去5年（2013年度～2017年度）の平均値を採用
		航空 国内線定期便乗客数を活動量とし、過去5年（2013年度～2017年度）の平均値を採用
		船舶 貨物輸送トン数、旅客輸送人員数活動量とし、過去5年（2013年度～2017年度）の平均値を採用
	エネルギー転換部門 人口を活動量とし、長崎県長期人口ビジョン（令和2年3月改訂）の将来人口をもとに推計	
	廃棄物部門 一般廃棄物は人口を活動量とし、長崎県長期人口ビジョンの将来人口（将来展望）を採用。産業廃棄物は事業所数を活動量とし、現状維持（2017年度値）を採用	
その他の温室効果ガス		二酸化炭素の関連部門の増減から推計

※本県の総人口（国勢調査ベース）は1960年をピークに減少傾向にあり、全国（ピークは2007年）よりも約50年早く人口減少が始まっている。国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成30年3月推計）」に準拠し行った将来推計では、本県人口は2060年には79万人まで減少する。

ii) 現状趨勢 (BAU) ケースの将来推計の結果

県内の将来における温室効果ガスの BAU ケースにおける排出量は、減少傾向が続き、令和 12 年度（2030 年度）には、864.9 万 t-CO₂ と推計され、2013 年度（平成 25 年度）の 1,099.5 万 t-CO₂ と比較すると、21.3%の削減率に相当します。（図 3-2、表 3-2）

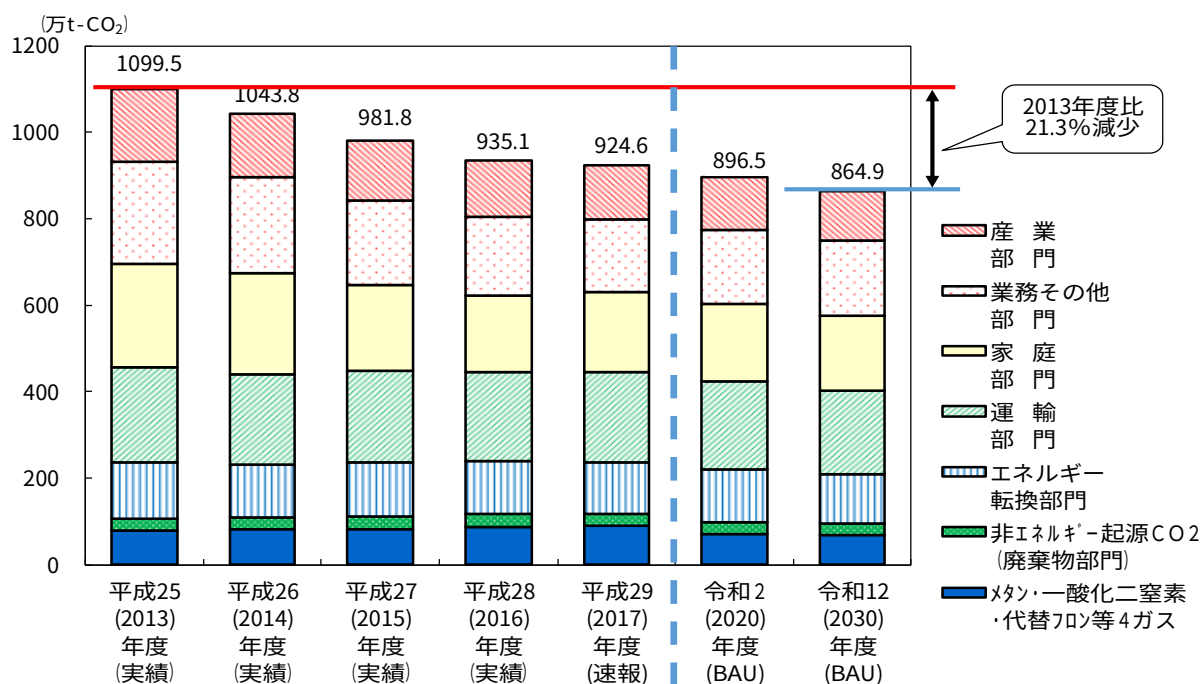


図 3-2：温室効果ガス排出量（実績）の推移と今後の BAU 排出量推計値

表 3-2 温室効果ガス排出量（実績）の推移と BAU 排出量推計値

(単位: 万 t-CO₂)

部門・分野		実績					BAU推計			
		平成25 (2013) 年度	平成26 (2014) 年度	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度 (速報)	令和2(2020)年度		令和12(2030)年度	
							排出量	2013年度比	排出量	2013年度比
エネルギー起源CO ₂	産業部門	166.6	148.4	138.9	131.6	124.8	122.3	△ 26.6%	116.0	△ 30.4%
	業務その他部門	238.2	221.5	195.7	181.2	169.5	170.2	△ 28.5%	172.1	△ 27.7%
	家庭部門	237.4	234.2	198.5	175.6	185.1	180.7	△ 23.9%	173.1	△ 27.1%
	運輸部門	219.6	208.8	211.3	207.8	206.7	203.0	△ 7.5%	193.7	△ 11.8%
	エネルギー転換部門	129.8	120.3	125.0	122.1	119.5	121.1	△ 6.7%	113.0	△ 12.9%
非エネルギー起源CO ₂ (廃棄物部門)		28.9	28.9	28.8	28.7	28.7	28.6	△ 1.2%	28.1	△ 2.9%
メタン・酸化二窒素・代替フロン等4ガス		79.1	81.7	83.7	88.1	90.4	70.6	△ 10.7%	68.9	△ 12.9%
合 計		1099.5	1043.8	981.8	935.1	924.6	896.5	△ 18.5%	864.9	△ 21.3%

iii) 対策ケース等の将来推計の結果

【概要】 詳細は表 3-3 のとおり。

- 従来からの地球温暖化対策（節電等の省エネ・エコドライブ・再生可能エネルギーの導入など）をそのまま継続し、新たな対策を追加しない現状趨勢（BAU）ケースにおいては、2030 年度における県内温室効果ガス排出量は、2013 年度（平成 25 年度）に対して 21.3%の削減見込みです。
- 一方、新たな地球温暖化対策（省エネ型家電製品や、電気自動車など次世代自動車の買い換え促進、海洋エネルギーの導入促進など）を追加したケース（対策ケース）における追加対策による見込み削減率は、4.8%となります。
- また、森林吸収量（推計値）は、2013 年度（平成 25 年度）を基準年度とした場合、直近の 2018 年度（平成 30 年度）では約 59 万 t-CO₂ となり、森林整備（搬出間伐を含む）や木材利用の促進などにより、毎年度これと同じ吸収効果が維持され则认为、森林吸収による見込み削減率は、5.4%となります。
- 以上の結果、2030 年度（令和 12 年度）における温室効果ガス排出量は、2013 年度（平成 25 年度）比で、計 31.5%の削減率が見込まれます。
- なお、2013 年度（平成 25 年度）に 0.613 kg-CO₂/kWh であった電力の排出係数（九州内の電力会社）に対し、関係事業者団体（電気事業連合会等）が 2030 年度（令和 12 年度）に目指す電力の排出係数 0.37kg-CO₂/kWh^{※3}の実現に基づく削減率を約 13.7%と見込んでいますが、国策によるものであるため、参考値として取り扱うこととします。

※3：電気事業連合会、電源開発(株)、日本原子力発電(株)及び特定電気事業者（新電力）有志 23 社が、2015 年に設定した目標値。政府の 2030 年度のエネルギー需給見通しや、温室効果ガス削減目標等を踏まえ、参加事業者の「低炭素社会実行計画」を統合。

表 3-3 温室効果ガス排出量の削減見込み（対策ケース等を含む）

(単位: 万t-CO₂)

部門・分野		平成25 (2013) 年度	令和12(2030)年度							
			BAU推計		新たな対策等の効果		全体の排出量		国策による効果 (参考値)	
			排出量	2013年度比	排出量	2013年度比	排出量	2013年度比	排出量	2013年度比
エネルギー 起源CO ₂	産業部門	166.6	116.0	△ 30.4%	△ 1.1	△ 0.7%	114.9	△ 31.1%	△ 36.8	△ 22.1%
	業務その他部門	238.2	172.1	△ 27.7%	△ 9.4	△ 3.9%	162.7	△ 31.7%	△ 56.5	△ 23.7%
	家庭部門	237.4	173.1	△ 27.1%	△ 15.6	△ 6.6%	157.5	△ 33.6%	△ 56.8	△ 24.0%
	運輸部門	219.6	193.7	△ 11.8%	△ 26.7	△ 12.2%	167.0	△ 23.9%	△ 0.5	△ 0.2%
	エネルギー 転換部門	129.8	113.0	△ 12.9%	0.0	0.0%	113.0	△ 12.9%	△ 0.4	△ 0.3%
非エネルギー起源CO ₂ (廃棄物部門)		28.9	28.1	△ 2.9%	0.0	0.0%	28.1	△ 2.9%	0.0	0.0%
メタン・酸化二窒素・ 代替フロン等4ガス		79.1	68.9	△ 12.9%	0.0	0.0%	68.9	△ 12.9%	0.0	0.0%
小 計		1099.5	864.9	△ 21.3%	△ 52.8	△ 4.8%	812.1	△ 26.1%	△ 151.1	△ 13.7%
森林吸収量※		—	—	—	△ 59.0	△ 5.4%	△ 59.0	△ 5.4%	—	—
合 計		1099.5	864.9	△ 21.3%	△ 111.8	△ 10.2%	753.1	△ 31.5%	△ 151.1	△ 13.7%

※森林吸収量については、2013 年度（平成 25 年度）と比較して、その年度にどの程度の二酸化炭素の吸収量があるかを算定した結果を表示しています。

2014 年度（平成 26 年度）から 2018 年度（平成 30 年度）では、2013 年度（平成 25 年度）比で平均して約 83 万の吸収量がありますが、過大に吸収量を考慮しないよう、直近の 2018 年度（平成 30 年度）の吸収量約 59 万 t-CO₂ を将来にわたっての見込み量としています。

※端数処理の関係上、合計値（小計値）が合計（小計）と一致しない項目があります。

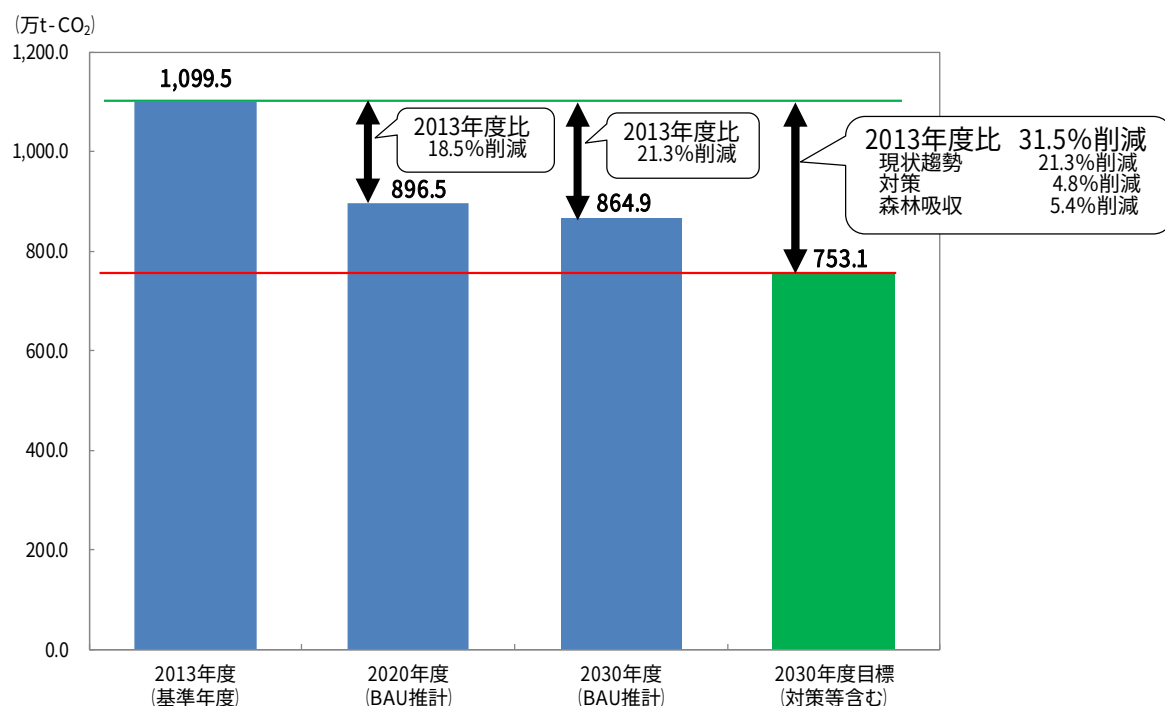


図 3-3：温室効果ガス排出量の削減見込み（対策ケース等を含む）
（2013 年度は実績値、2020 年度及び 2030 年度は将来推計値）

(2) その他の計画目標

①最終エネルギー消費量

温室効果ガス排出量は、石炭、重油、灯油、ガソリン、電気など、その大元となるエネルギー使用量と密接に関係しています。

$$(\text{温室効果ガス排出量}) = (\text{エネルギー使用量}) \times (\text{種類ごと排出係数})$$

また、種類ごとの排出係数のうち、電気については、電源構成比によって毎年度変動しており、石炭火力発電など、より二酸化炭素を排出する電源の比率が増えると、排出係数が大きくなり、結果として温室効果ガス排出量が増えたこととなります。

このため、脱炭素社会の実現に向けた節電や再生可能エネルギー発電設備の導入など、県民や事業者等による様々な取組を実施した成果を把握する指標として、電源構成比の変動による影響のない、エネルギー使用量を指標の一つとします。

ここで、日常生活や経済活動等で使用されるエネルギーには、石炭、重油、灯油、ガソリン、電気など、様々な形態があり、その使用量もトン、リットル、kWhなどのように、エネルギーの種類によって単位が異なります。そこで、統一した単位に換算することで、複数種類のエネルギーの使用量を一体として表現することが可能となりますが、その際の共通単位がジュール（J）であり、仕事・エネルギー・熱量をあらわす際に用いられています。

計画目標	基準年の値 (基準年)	目標値 (目標年)
県内におけるエネルギー消費量	147 千 TJ※ ⁴ (H25 年度)	138 千 TJ (R7 年度)

※ 4：1 TJ（Tera Joule＝テラジュール）は、 $1 \times 10^{12} = 1$ 兆ジュール。

②部門別の“二酸化炭素排出量”や“その他の目標値”

i) 家庭部門における電気使用量

家庭で消費されるエネルギーの約8割を電気が占めており、家庭の電気使用量を削減することは、温室効果ガスの排出量の削減につながります。

このため、家庭部門では、節電などの電気使用量の削減という取組の成果を指標とすることが、一般的にわかりやすく馴染みのある“kWh”という電気使用量の単位を用いることとします。

計画目標	基準年の値 (基準年)	目標値 (目標年)
家庭部門における電気使用量	32.1 億 kWh (H25 年度)	27.1 億 kWh (R7 年度)

ii) 自動車からの二酸化炭素排出量

運輸部門から排出される二酸化炭素排出量の8割以上を自動車が占めており、エコドライブの実践や公共交通機関の利用促進のほか、電気自動車などの次世代自動車への買い替えなどによって、温室効果ガスの排出量の削減につながります。

このため、運輸部門では、自動車からの二酸化炭素排出量を指標として設定します。

計画目標	基準年の値 (基準年)	目標値 (目標年)
自動車からの二酸化炭素排出量	184.3 万 t-CO ₂ (H25 年度)	162.2 万 t-CO ₂ (R7 年度)

③再生可能エネルギー導入量

再生可能エネルギーとは、太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、自然環境などから取り出すことのできる、持続利用が可能なエネルギーの総称です。

発電に際して、温室効果ガスを排出しないクリーンなエネルギー源であるほか、災害時などの非常用電源として活用可能であることから、その意義が高まっています。

県では、2013 年に「長崎県再生可能エネルギー導入促進ビジョン」を策定し、太陽光発電、風力発電、地熱発電、バイオマス発電などの再生可能エネルギーの導入目標（目標年度 2030 年度）の達成に向け、市町、事業者等と連携しながら、再生可能エネルギーの導入を進めています。（表 3-4）

表 3-4 長崎県内の再生可能エネルギー導入量（目標、現在）

(単位： MW)	合計	太陽光				風力 (陸上)	水力 (中小)	地熱	バイオ マス	海洋エネルギー		
		(小計)	事業用 (メガ除く)	メガ ソーラー	住宅					(小計)	洋上 風力	潮流
目標年 2030 年度 (R12 年度)	1,360	931	181	158	592	173	1.3	1.3	17.4	236	200	36
現在※5 2019 年度 (R1 年度)	1,024	890	397	309	184	118	1	0.1	13	2	2	0

※5：現在の数値は資源エネルギー庁のデータを基に独自に推計

計画目標	基準年の値 (基準年)	目標値 (目標年)
県内における再生可能エネルギー 導入量（累計）	1,024MW (R1 年度)	1,360MW (R12 年度)

④原単位目標

全体目標のみでは、取組成果が見えづらくなるため、一般に馴染みやすく、わかりやすい目標として、以下のように原単位目標というものがあります。

$$\begin{aligned} (\text{原単位目標}) &= (\text{例：家庭部門での二酸化炭素排出量}) \div (\text{県内人口}) \\ &= (\text{例：家庭部門での電力使用量}) \div (\text{県内人口}) \quad \text{など} \end{aligned}$$

例えば、運輸部門（自動車）の場合は乗用車1台当たりの二酸化炭素排出量や県民1人当たりの二酸化炭素排出量、家庭部門では1人当たりの電力使用量などが想定され、日常生活との関連が大きく、皆さんの課題認識の向上と自発的取組実践につながることを期待されます。

このため、本計画では、以下の指標を設定し、日常生活や事業活動等における意識付けを行うことで、二酸化炭素排出量の削減を推進することとします。

計画目標	基準年の値 (基準年)	目標値 (目標年)
県民1人あたりの二酸化炭素排出量（家庭部門）	1.70t-CO ₂ /人 (H25年度)	1.42t-CO ₂ /人 (R7年度)
県内における自動車1台当たりの二酸化炭素排出量	2.03t-CO ₂ /台 (H25年度)	1.85t-CO ₂ /台 (R12年度)

⑤気候変動適応に関する認識度

- ・適応策には、防災対策、熱中症対策、自然生態系の保全などがあり、わたしたちの日常生活に関連の深いものがあります。
- ・このため、まずは、その必要性や重要性を認識してもらい、自らできる取組につなげてもらうことが重要となります。
- ・また、将来に向けた影響もあることから、将来を担う子ども達にも気候変動適応の必要性や重要性を認識してもらうことが重要であり、市町と連携し、小中学校に対する環境教育も充実させていくことが不可欠です。

計画目標	基準年の値 (基準年)	目標値 (目標年)
気候変動適応に関する認識度	40% (R1年度)	90% (R7年度)

⑥個別施策・重点施策の指標（詳細は第4章・第5章に記載）

- ・温室効果ガスの排出を抑制（緩和）するほか、気候変動による影響を予防・軽減（適応）するためには、省エネ実践や再生可能エネルギーの導入、森林整備など、様々な対策を実施していくことが必要となりますが、これらの対

策を着実に進めていくためには、その進捗状況に応じて対策（施策）を見直すことも重要です。

- ・このため、主な施策や重点施策について、次のとおり、指標を設定することとします。（表 3-5、表 3-6）

表 3-5 実行計画における『緩和策（個別施策・重点施策）』の指標一覧表

部門等	分類 (個別・重点)	指標名	基準年の値 (基準年)	目標値 (目標年)
産業・業務 その他	個別	県庁における電気使用量 (県庁エコオフィスプラン)	65,887千kWh (R1 年度)	57,993千kWh (R7 年度)
	個別	県内における木材生産量	168 千 m ³ (R1 年度)	260 千 m ³ (R12 年度)
	個別	再生可能エネルギー関連 事業化件数（累計）	0 件 (R1 年度)	1 件 (R4 年度)
家庭	個別・重点	九州エコファミリー応援 アプリ登録者数	0 人 (R2 年度)	20,000 人 (R7 年度)
	個別	インターネット・SNS 等 による長期優良住宅制度の 情報発信回数	0 回 (R2 年度)	1 回(毎年) (R7 年度)
	個別	省エネ住宅の普及に関する 情報発信回数	0 回 (R2 年度)	1 回(毎年) (R7 年度)
	個別	住宅の省エネ化等に関する 講習会等の開催回数	3 回(毎年) (R2 年度)	3 回(毎年) (R7 年度)
	重点	我が家の省エネ日記 の提出者数	1,555 人 (R2 年度)	3,000 人 (R7 年度)
運輸	個別・重点	スマートムーブ参加者 (延べ人数)	40,037 人 (R1 年度)	50,000 人 (R7 年度)
	個別	高規格幹線道路・地域 高規格道路の供用率	58.0% (R2 年度)	64.2% (R7 年度)
廃棄物	部門全体	一般廃棄物リサイクル率	15.6% (R1 年度)	20.0% (R7 年度)
		1 人 1 日当たりの 一般廃棄物排出量	969g/人・日 (R1 年度)	900g/人・日 (R7 年度)
部門横断	個別・重点	J-クレジット認証量 (累計)	1,366 トン (R1 年度)	7,800 トン (R7 年度)
	個別・重点	海洋エネルギー関連産業に おける雇用者数	3 人 (H30 年度)	905 人 (R7 年度)
	個別・重点	海洋エネルギー関連産業に おける売上高	1 億円 (H30 年度)	101 億円 (R7 年度)
	個別	県の機関による環境配慮 物品等の調達割合	99.1% (R1 年度)	100% (毎年度)
	重点	ゴミゼロながさき実践計画 の実践行動項目の実施率	88% (R1 年度)	90% (R7 年度)
		長崎県ストップ温暖化 レインボープラン の実践行動項目の実施率	91% (R1 年度)	94% (R7 年度)

部門等	分類 (個別・重点)	指標名	基準年の値 (基準年)	目標値 (目標年)
吸収源	個別	漁場整備面積（累計）	622km ² (H26 年度)	822 km ² (R7 年度)
	個別	搬出間伐面積	2,081ha (R1 年度)	2,900ha (R12 年度)
	個別	県内における木材生産量	168 千 m ³ (R1 年度)	260 千 m ³ (R12 年度)
共通策	部門全体	身近な環境保全活動に 取り組んでいる人の割合	62% (H30 年度)	84% (R7 年度)
	個別	郷土学習資料を活用 している中学校の割合	100% (R1 年度)	100% (毎年度)
	個別	地球温暖化防止活動推進員 による普及啓発活動に参加 した県民数（述べ人数）	37,559 人 (R1 年度)	35,000 人 (毎年度)
	個別	県立高等学校での環境教育 の実施率	—	100% (毎年度)

表 3-6 実行計画における『適応策（重点施策）』の指標一覧表

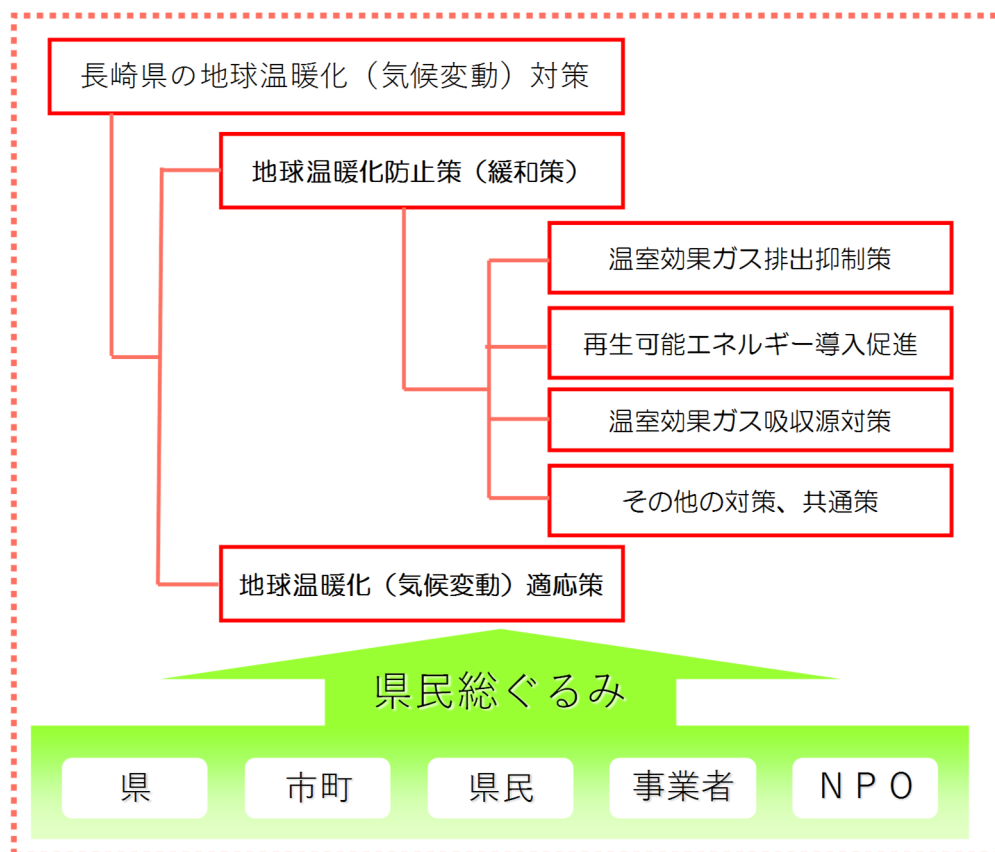
分野	指標名	基準年の値 (基準年)	目標値 (目標年)
自然災害 ・沿岸域	人口千人あたりの消防団員数	14.6 人 (R2 年度)	14.7 人 (R7 年度)
	総合防災ポータルサイト のアクセス件数	—	118,000 件 (毎年度)
	海上交通ネットワークの拠点 となる港湾の整備率	13% (R1 年度)	83% (R7 年度)
	高潮対策による海岸背後地の 浸水被害軽減戸数	0 戸 (R1 年度)	338 戸 (R7 年度)
	防災推進員の新規養成者数	—	120 人 (毎年度)
	土砂災害警戒区域内での死者数	0 人 (R1 年度)	0 人 (R7 年度)
	避難行動要支援者の個別支援 計画策定済み率（累計）	14% (R1 年度)	100% (R6 年度)
農業 森林・林業 水産業	水稻高温耐性品種の導入面積	—	5,135ha (R7 年度)
	病虫害発生予察情報	—	月 1 回発表
	老朽ため池の整備促進（着手数）	88 箇所 (R1 年度)	139 箇所 (R7 年度)
	野生鳥獣による農作物被害額 ※「自然生態系」にも関連	208 百万円 (H30 年度)	120 百万円 (R7 年度)
	山地災害危険地区（A ランク）着手数	716 箇所 (R1 年度)	794 箇所 (R7 年度)
	漁場整備面積（累計） ※緩和策にも同じ指標あり	622km ² (H26 年度)	822 km ² (R7 年度)
健康	感染症発生動向調査週報速報の発行	—	52 回 (毎年度)
水環境 ・水資源	水質汚濁に係る環境基準 (海域 COD) の適合率	86% (H27~R1 年度平均値)	86% (R7 年度)
	大村湾の水質 (COD75%値平均)	2.0mg/L (R1 年度)	2.0mg/L (R7 年度)
	諫早湾干拓調整池の水質 (COD75%値平均)	8.6mg/L (R1 年度)	5.0mg/L (R7 年度)
	水道用ダムの貯水状況及び月間降水量 の県ホームページにおける公表	①水道用ダム貯水状況：24 回 ②月間降水量：12 回	
自然生態系	希少種モニタリング実施回数	—	25 回以上 (毎年度)
	法令規制及び保全活動事業により守られた 生物多様性を構成する野生動植物の種類(種)	59 種 (R1 年度)	77 種 (R7 年度)
	生物多様性保全事業等実施箇所数	52 件 (R1 年度)	70 件 (R7 年度)
	県指定鳥獣保護区面積	42,028ha (R1 年度)	42,028ha (R7 年度)

第4節 施策の体系(緩和策+適応策)

第1節で示した目指すべき将来像「環境にやさしく、気候変動によるこれまでにない災害リスク等に適応した、脱炭素・資源循環型の持続可能な社会が実現した長崎県」を踏まえ、2030年度に向けて、第3節で定めた削減目標を達成し、長崎県環境基本計画に定めるめざすべき環境像「海・山・人 未来につながる環境にやさしい長崎県」を実現していくため、本県における温室効果ガスの排出状況を踏まえ、新たな技術や仕組みを活かした取組を積極的に取り入れえるなど、国の施策を最大限に活用しながら、着実に進めていく必要があります。

そのために県が取り組む様々な施策を、大きく2つ、温室効果ガス排出抑制等の「地球温暖化防止策（緩和策）」と気候変動による影響を予防・軽減するための「地球温暖化（気候変動）適応策」に整理し、各主体と協働し全庁的に取り組んでいきます。

また、県だけでなく、市町、県民や事業者、NPO など、各主体が、めざすべき環境像の実現のため、将来世代に対する共通の責任として、個々に、かつ、協働・連携して、その役割を果たしていくことが求められています。



なお、県が取り組む様々な対策について、緩和策では、「温室効果ガス排出抑制策」（「産業部門」「業務その他部門」「家庭部門」「運輸部門」「廃棄物部門」の5つの部門と「部門横断的対策」）のほか、「温室効果ガス吸収源対策」「二酸化炭素以外の温室効果ガス対策」「共通策」に分け、適応策では、「自然災害・沿岸域」「農業、森林・林業、水産業」「健康」「水環境・水資源」「自然生態系」「県民生活・都市生活」「産業・経済活動」の7つの分野に分け、各施策に取り組ん

でいきます。(図 3-4)

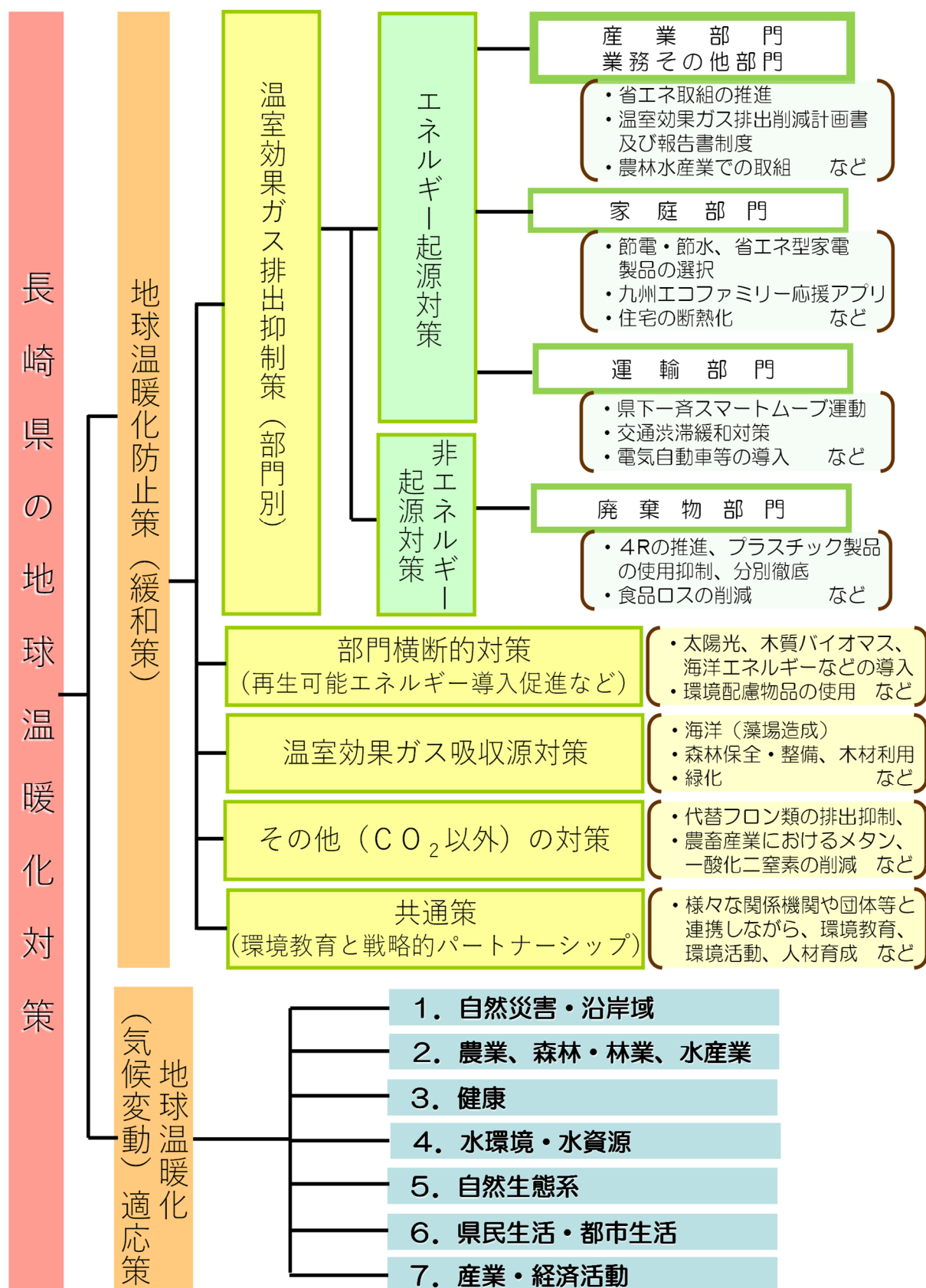


図 3-4 長崎県の地球温暖化対策(各施策)の体系図